

高松地方裁判所委員会（第33回）議事概要

1 日 時

平成28年11月21日（月）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）有岡光子，大山徹，川崎達夫，木下亨，木村斉，忽那ゆみ代，野崎勝美，野村賢，畠山稔，松井洋（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）佐野刑事首席書記官，藪内民事首席書記官

（事務担当者）川村事務局長，徳重総務課長，藤田総務課課長補佐

4 議 事（■委員長，○委員，●説明者）

(1) 「裁判員裁判の現状について」に関する説明

野村委員より，裁判員裁判制度の目的と成果，今後取り組むべき課題などについて説明を行った。

(2) 意見交換

■ これまでの説明等をふまえて，意見交換を行いたい。

○ 裁判員制度施行前に討議などで協力したことがあるが，それから早7年が経つのだと思うと，光陰矢の如しだと感じる。

年齢によっては裁判員ができないという話も聞くところであるが，裁判員候補者は全くランダムにくじなどで選任するのか。

また，守秘義務に関して，選任された裁判員が自己の担当する事件の内容などを周囲に話すことは許されるのか。

● まず一点目の選任方法についてであるが，裁判員等に選ばれるまでには，選挙人名簿からの裁判員候補者名簿（以下「名簿」という。）登載者の選定，次に個別の事件において選任手続期日に呼び出す候補者の名簿からの選定，そして選任手続期日における裁判員等の選定という三段階があるが，いずれの段階においても性別や年齢構成，その他さまざまな要素などは全く考慮することなく，全てランダムに選定することになっている。また，先ほど年齢の話があったが，70歳以上の方は裁判員等ができないということではなく，あくまで御自身のほうで辞退を希望できるということなので，70歳以上であっても裁判員等をお務めいただくことは可能であり，現にお務めいただいた方もいる。

■ 70歳以上であってもお元気な方はたくさんいらっしゃるのので，そういった方々には是非とも裁判員をお務めいただければありがたい。

● 次に二点目の守秘義務について，御自身が裁判員等に選任されたということをお話されるということについては，当該事件の係属中と終局後に分けて考えていただきたい。

裁判員に選任されると数日間は裁判所に行かなければいけないのであるから，御家族や

職場の方などに自分が選任されたことを話していただくことはやむを得ないし、むしろきちんと説明して御家族や職場の理解を得られるようにしてほしい。ただし、裁判員に対する接触や働きかけなどを防止するためにも、御家族や職場の人以外の人に自分が裁判員に選任されたことを口外したり、インターネット上に書き込みをするようなことは避けていただきたい。

一方、判決が終わって事件が終局した後については、もはや裁判員としての任を解かれたのであるから、評議における意見の分かれ方や意見の内容など守秘義務に抵触するような内容でなければ、自分が裁判員を務めたということをお話されることは差し支えない。

- 裁判員としての職務従事日数が平均6日程度ということだが、時間としては丸一日拘束されるのか、あるいは半日程度か。
- 様々な都合により半日のみという日もあるが、概ね午前10時から午後4時若しくは午後4時30分までという形で実施している。また、裁判員の方々に集中力を維持していただき、緊張をほぐしていただくため、昼休みの他にも1時間ほど審理をしたら20分ほど休憩を設けるようにしている。
- 私の法人でもこれまで3人ほど候補者として選任手続期日の通知が届いた職員がいたが、一人は人の一生を決めてしまうような責任重大なことはできないという理由で、あとの職員はいずれも職務上出頭が難しいという理由で辞退した。裁判員裁判は連日開廷するのか。
- 原則として連日開廷である。予め全ての開廷日を決めて候補者の方に通知することになっていて、そうしている。
- しかし、私どもの法人の場合で考えても、連日開廷で数日間出頭するとなれば、就職して間のない若い職員などであれば業務も比較的調整しやすいので対応は可能かもしれないが、役職や職種などによっては出頭が困難な者が多くなる。したがって、職務上の都合で出頭が困難だという辞退理由も領ける面がある。
- 裁判員に選任されて出頭するときは、休暇の扱いとなるのか、或いは職務を免ずるという形なのか。
- その点は、それぞれの職場でどのような形で休みを取っていただくのかを工夫していただくこととなる。裁判所としては、是非裁判員として出席することができるよう工夫していただきたいとは考えているが、こちらのほうから各企業等の休暇の形態などにまで踏み込むことはできない。
- 育休や産休と同様に、就業規則において出勤扱いの形をとっている企業等が多いのではないかと。ただし、自営業の方などは難しいのではないかと印象である。
- 裁判員には何度も選任されることがあるのか。
- 何度も選任される可能性はあるが、裁判員を務めてからその後5年以内であればそれを理由に辞退することもできる。
- ランダムに選任するということがだが、それぞれの事件によって裁判員の方々の構成や考え方などに偏りは生じないのか。
- それはないと考えている。香川県でいえば約83万人の有権者の中から補充裁判員を含めて8人を選任するのであるから、結果として年齢層や性別などがやや偏る場合はあるか

もしれないが、たとえそのような偏りがあつたとしても、そのようなことになることは想定されているし、そのような属性ではなく個人個人の考えが肝心であるので、そのような属性の偏りがそのまま結論に影響するようなものであるとは考えていない。

- 裁判員候補者に選任されたということの通知は書面であるのか、または電話などか。
- 書面で通知することになっていて、そうしている。
- 補充裁判員は、選任されても結局は審理に関わることができないまま終わることもあるのか。
- 補充裁判員は、審理の途中で裁判員の方に支障が生じた場合に裁判員となつていただくのであるから、審理に支障が生じないように、最終的に結論が全て決まり裁判員となる可能性がなくなるまでの間は、裁判員の方とともに全ての審理に立ち会つていただき、評議にも立ち会つていただく。評議の場では、結論を決める最終の場面を除けば裁判長から補充裁判員の方に意見を求めることができ、広く意見をお伺いしている。
- 裁判員として職務に従事することは国民の権利なのか義務なのかという議論が裁判員制度施行時にあつた。辞退事由が厳格に法定されていることからすると義務だという考えもあるが、これだけ高い辞退率からすると一般の国民は一種の権利放棄をするような意識で辞退しているのではないかと思われる。この点について裁判所の率直な考えを聞きたい。
また、辞退率増加の要因の一つとして雇用を巡る情勢の悪化が挙げられると先ほど説明を受けたが、私もその通りだと考えている。したがって、例えば香川県経営者協会等との協力など、辞退率の減少に向けた何らかの方策をとっているのか。
- 裁判所としては、それが権利なのか義務なのかといった議論はともかくとして、まずは粛々と手続を進めて辞退申出があればそれが辞退事由に該当するのかどうかを判断していく、いわゆる実施機関としての使命があると考えている。
また、雇用情勢に関する御指摘については、裁判所としても広報活動などを通じてしっかりと各企業などに理解を求めていかなければならないと考えている。
- 裁判員の職務を務めることが権利なのか義務なのかという議論は以前私も聞いたことがあり、そのとき小中高のいずれかの社会科の教科書にもそれを盛り込むべきではないかという意見もあつた。
- 権利なのか義務なのかという点については、権利であるとともに義務でもあると考えている。一定の事由があればその義務が免除されるという点から理論的に整理すれば、義務としての側面があるのは否定できない。しかし、その一方でこの制度は国民が司法に参加することができる権利を与えたという側面もあると思われる。したがって、やはりその両方の性質を有するという形での整理が妥当なのではないか。
- 公立学校など立場が違えばまた別の考え方もあろうかとは思いますが、私の職場の者などの間では、評議に参加して意見を述べるができるという面では権利であり、裁判所に出頭しなければならないという面では義務である、そういった形で理解をしているようである。
- 裁判員に興味を持っている方が、自らやりたいと言って申し出てくるようなことはないのか。
- 御本人の希望により選任することは一切ない。したがって、やりたいという希望をお持ち

ちの方が抽選に外れてしまうこともあることから、選任手続期日後に抽選に外れた候補者の方々に対して「裁判員をやりたいと思っておられた方がいらっしゃることは承知していますし、そのようなお気持ちを持っていただいていることは私どもとしましても大変嬉しいところではありますが、なにぶん抽選ですのでご容赦いただき、もし次にまたお越しいただく機会があったときは是非お願いします」といった趣旨の御挨拶を差し上げるようにしている。

- 公判期日とは別に選任手続期日にも候補者の方々を呼び出すのはどうしてなのか。
- 予め事件の内容などを裁判所の外にお知らせすることができないからである。事前にお送りする通知書面に被告人や被害者の氏名などを記載することはプライバシー保護の観点から相当でないので、選任手続期日に出席された候補者の方々に被告人や被害者の氏名などをお伝えし、そこで候補者の方の中に被告人や被害者の知り合いや事件関係者の方がいなかったかどうか確認している。
- 辞退率増加に関して、モチベーションの高い人達に裁判所に来てもらえばいいという考えをする人もいるが、選挙人名簿から無作為で抽出するという制度設計であるからそれはできない。やはり、特に仕事上の支障などを理由とする辞退への対策としては、企業や自営業などの経営者の方がどれだけこの裁判員制度に共感を持ってきているのかという点が大きいのではないか。つまり、裁判員に選任されたので数日間仕事を休みたいと社員が言ったとき、経営者の方に全く理解してもらえなければ出席は難しいだろうが、行ってしっかりやってこいと送り出してくれる経営者であれば出席しやすいであろう。このような経営者に対する働きかけなど、制度設計に関わらず辞退率を低く抑える方策は何か考えているのか。
- 実際の辞退事由を分析すると、仕事のことを理由とする辞退よりも70歳以上であることを理由に挙げる方が多く、70歳以上または学生であることを理由に辞退された方が35パーセント程度である。そしてこれは人口比からしても香川県の広報では65歳以上の方の割合が約30パーセントであるので、やはりこれが辞退率を押し上げている理由の一つであると言える。

今御指摘のあった仕事を理由とする辞退の点については、やはり広報活動をしっかりやって協力をお願いしていくことだと考えている。現にこれまで裁判員を務めていただいた方の中には、1日ならともかく数日間は無理だと職場から言われたような方もいるが、逆に職場の方からしっかりやってこいと言って送り出してくれたような方も相当数いる。

- 辞退率の上昇については、裁判所としても常々問題意識を持っているところであり、やはりもっと広報活動に努めなければならないということから、今回はその一環として本委員会のテーマとして採り上げさせてもらった。

いわゆる働き盛りの年代の方々が、職場でも必要とされている一方で裁判員としても必要とされた場合、その両立というのはなかなか難しい面もあろうかとは思いますが、裁判員制度の趣旨というものを是非御理解いただいて参加してほしいというのが裁判所の強い願いである。

- 私は裁判員制度施行前に模擬裁判に参加したことがあるが、様々な考えを持った方が6人集まって実際に評議したとき、量刑に関する考え方や意見にかなり幅があつてばらつき

があったので、非常に難しく感じた。

また、私の職場には50人ほどの職員がいるが、仮に職員が裁判員に選任されることとなった場合には特別休暇を取得してもらうことになっている。

■ 量刑の検討にあたって裁判員の方々に見ていただく資料は制度施行時から用意されていたのか。

● 用意されていたが、施行後現在までの7年半の間に、それらの資料をより理論的に整理して分かりやすい形で裁判員の皆様にお見せできるよう工夫してきているところである。

○ 辞退率が年々上昇していることは大きな課題である。裁判員制度に関しては施行前から関係機関や各種団体により様々な議論がされてきたが、その際に経団連なども加わる形では企業側の責務として裁判員制度に積極的に関与していくという流れであったように思う。しかし、実際にはなかなか個々の各企業にまで具体的なケアなりサポートが行き渡っていないことが、男女を問わず働き盛りの方々の辞退率が高い一つの原因ではないか。

また、先ほど権利か義務かという話があったが、私もこれは両方の側面があると考えている。したがって、やはり選ばれた本人も送り出す企業も「やらなければいけないものだ」ということを理解していただくことが重要であり、例えば選挙権などと同じように学校教育の中に盛り込むなど工夫していかなければならないのではないかと考えている。

法務省では法教育を重視しており、裁判員制度に関するリーフレットなどを文部科学省と連携して学校に配布したり、出前授業や出前講義を随時実施するなど工夫している。そして、それなりに効果も顕れてきているとは感じているが、それらの効果が根付くにはまだ相当の時間を要することから、引き続き地道に努力していきたい。

ところで、先ほど裁判員経験者等に対するメンタルヘルスサポートの説明があったが、これは実際にはかなり活用されているのか。また、例えばかなり凄惨な証拠写真を見せられてメンタル的に不調になったといったような内容での相談はあるのか。

● メンタルヘルスサポートの利用状況についてはこちらでは把握していない。

■ 以前どこかの庁で、実際の裁判員裁判で凄惨な写真を見せられて気を失ったなどの事態が生じているところであり、裁判所としてもそういった方々に対するサポートをしっかりとしていかなければならない。ただし、利用数自体はごく少数であると聞いている。そして、そもそもこういったサポートを利用せざるを得ないような事態を生じさせないために、裁判員の方々の負担が少なくなるような方策をいろいろと工夫してきているところであると承知している。

● 法教育に関する先ほどの御指摘はそのとおりであり、裁判所でも小学校や中学校、高校などに裁判官が出向いて行き、法律や裁判、裁判員制度など様々なテーマで講義や講話を行っているところである。まだまだ数は十分に多くはないが、要望があればこれからも学校や職場などに出向いて希望に応じたお話をさせていただくので、是非お声掛けいただきたい。

○ 高校などでは、文化祭で模擬裁判をしているところもあるようである。

● 模擬裁判の準備などをサポートしてほしいといった要望や、高校の社会科の授業で講義してほしいという要望が寄せられることもあり、実際に行っている。

○ 法教育に関する活動としては、弁護士会としても毎年夏休みに高校生模擬裁判選手権を

主催している。

また、先ほどから話題となっている辞退率上昇については、やはり皆さんの考え次第であろうと思うので、今後も地道な取組が必要であろう。

一点、裁判員制度が施行されてからやや量刑が重くなる傾向になっているという情報を報道などで耳にすることがあるが、これについては裁判員制度とともに被害者参加制度が導入されたことなども影響しているのではないかと考えているが、それについて御意見をお聞きしたい。

● 何らかの統計数値などに顕れているのであればそうかもしれないが、各事件でそれぞれ裁判員となった方々がそれぞれに議論を尽くして結論を出している結果であるから、こちらとしてはなんとも言い難い。

○ 個人的には、私の職場の者が裁判員を務めるような機会があれば是非務めてほしいと思っているし、私自身もそのような機会があれば務めたいと思う。

やはり、自分がこれまで持っていた価値観や考え方とは違う様々な視点といったものを経験できるであろうし、それによっていわば人間としてまた一步階段を上ることができるのも一つの利点なのではないだろうか。

ただし、やはり少子高齢化社会の進行によりどこの職場も必死に働き手を探している状況であり、現に私の周囲でも人手不足が原因で清掃業務など様々な契約の解消や事業からの撤退を余儀なくされている。このような社会的状況を踏まえると、やはり職場の義務として裁判員に選任された方を送り出さなければいけないというような法整備なり、職場や本人のモチベーション向上に向けた取組が必要なのではないか。

■ 裁判員制度に関わる者として、本日出していただいた様々な御意見を参考にして、さらにより良いものにしていかなければならないと感じるところである。

本委員会の冒頭で、最初は半数近くの方が裁判員をやりたいかと思っていたが、裁判員を務めた後には96パーセントの方から裁判員をやった良かったという感想をいただいている。だからこそ、裁判所から通知をお送りした方には是非とも参加していただきたいし、務めを果たしていただくことで社会への貢献とともに自分自身にとって得るものも大きいのではないかと。

そのために、我々としても県民の皆さまにもっと裁判員制度に対する理解を深めていただけるよう、これまで以上に積極的に広報活動を行うなど努力していきたい。

5 次回予定

平成29年5月29日（月）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「働き方の見直しについて」